

## 上小山田地区資源ごみ処理施設に関わる「生活環境影響調査」について

「上小山田地区資源ごみ処理施設」を整備するにあたっては、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施することになります。生活環境影響調査の概要とその進め方を示します。

### 1. 生活環境影響調査の目的

生活環境影響調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）」において、廃棄物処理施設の設置許可の申請書並びに市町村設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出書に添付が義務づけられているもので、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていこうとするものです。

### 2. 生活環境影響調査の手順

生活環境影響調査は、「①調査」「②予測」「③影響の分析」を行った上で、その結果に対して告示、縦覧及びパブリックコメントを実施し、その後、専門家等の意見を踏まえ、施設計画に反映していきます。（図 1）

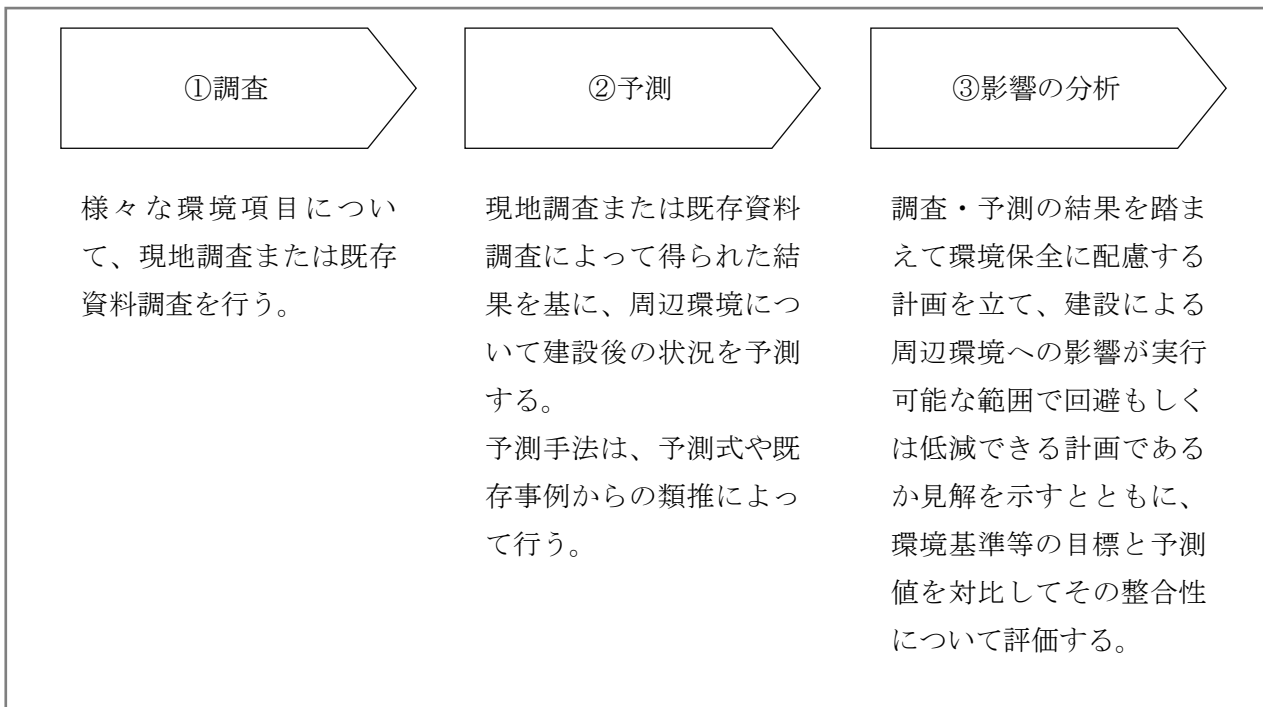


図 1：生活環境影響調査の手順

### 3. 調査事項の設定

#### (1) 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連

調査事項は、廃棄物処理施設の稼働並びに当該施設に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じる生活環境への影響に関するもので、大気環境（大気質、騒音、振動及び悪臭）及び水環境（水質及び地下水）です。具体的な項目については、ごみ処理施設の種類や規模、処理対象となるごみの種類や性状、地域特性を勘案して、必要な調査項目を申請者が選定します。

対象施設の構造や地域特性からみて、影響が生じる恐れのない調査項目（例えば、排水を排出しない施設の場合の水質汚濁など）については、具体的な調査を実施する必要がないと判断した理由を記載することになります。

本施設は、「資源ごみ処理施設」であり、破碎・選別施設にあたります。破碎・選別施設に関する生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連を整理し、生活環境影響調査項目を選定します。廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の破碎・選別施設の例を下記に示します。（表1）

表1：生活環境影響要因と生活環境影響調査項目（破碎・選別施設）

| 調査事項 |     | 生活環境影響要因                              | 施設排水の排出 | 施設の稼働 | 施設からの悪臭の漏洩 | 廃棄物運搬車両の走行 |
|------|-----|---------------------------------------|---------|-------|------------|------------|
|      |     | 生活環境影響調査項目                            |         |       |            |            |
| 大気環境 | 大気質 | 粉じん                                   |         | ○     |            |            |
|      |     | 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )              |         |       |            | ○          |
|      |     | 浮遊粒子状物質 (SPM)                         |         |       |            | ○          |
|      | 騒音  | 騒音レベル                                 |         | ○     |            | ○          |
|      | 振動  | 振動レベル                                 |         | ○     |            | ○          |
|      | 悪臭  | 特定悪臭物質濃度<br>または臭気指数 (臭気濃度)            |         |       | ○          |            |
| 水環境  | 水質  | 生物化学的酸素要求量 (BOD)<br>または化学的酸素要求量 (COD) | ○       |       |            |            |
|      |     | 浮遊物質 (SS)                             | ○       |       |            |            |
|      |     | その他必要な項目                              | ○       |       |            |            |

(参考) 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 (平成 18 年 9 月) 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

## (2)生活環境影響調査項目の設定

生活環境影響調査を行う項目（案）を表2に示します。

表2：生活環境影響要因と生活環境影響調査項目（破碎・選別施設）

| 調査事項 |          | 生活環境影響要因   | 選定の有無 <sup>注)</sup> | 選定する内容または選定しない内容   |
|------|----------|------------|---------------------|--|
| 大気環境 | 大気質      | 施設の稼働      | ○                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴う大気質への影響について調査を行う。</li> <li>調査項目は、粉じんとする。</li> </ul>   |
|      |          | 廃棄物運搬の車両走行 | ○                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質の影響について調査を行う。</li> <li>調査項目は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とする。</li> </ul>  |
|      | 騒音<br>振動 | 施設の稼働      | ○                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴う騒音・振動について調査を行う。</li> </ul>  |
|      |          | 廃棄物運搬の車両走行 | ○                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音・振動について調査を行う。</li> </ul>   |
|      | 悪臭       | 施設からの悪臭の漏洩 | ○                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設からの悪臭の漏洩について調査を行う。</li> <li>調査項目は特定悪臭物質濃度及び臭気指数（臭気濃度）とする。</li> </ul>  |
| 水環境  | 水質       | 施設排水の排出    | (検討中)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>資源ごみ施設からの汚水処理方法については、現在検討中である。</li> <li>本施設では、廃棄物を屋内で保管するため、廃棄物による雨水の汚染は生じないと考えられる。雨水は、自区内処理を原則とし、オーバーフロー分を公共用水域へ排出する。</li> </ul> <p>以上より、雨水や場内散水の排水は周辺の公共用水域に影響を及ぼさないと考えられるが、汚水処理方法が検討中であるため、施設排水の水質調査実施の可否は汚水処理方法の検討により判断とする。</p> |

注) 設置の有無 ○：調査を実施する   －：調査を実施しない

#### 4. 今後の進め方

生活環境影響調査は、1. に記載したとおり、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討していくこととなります。

通常は、建設予定地における基礎調査や事業者選定等の計画段階で調査・予測し、事業者が選定され設計段階に入るまでに影響の分析までを終えることとなりますが、今回の資源ごみ処理施設は造成工事を要するため、その造成工事完了後、現地調査を実施することとなります。

今後、上小山田地区資源ごみ処理施設検討の進捗に併せて、生活環境影響調査の実施時期を検討します。